

北杜市奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住定住の促進を図ることから、市内に定住し、奨学金を返還する者の経済的負担を軽減するため、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業している者 正規の職員及び従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等の者のほか、フリーランスを含む個人事業主、個人で農業その他自ら事業を営む自営業者又はその事業専従者をいう。
- (2) 求職者等 求職者及び家事又は育児を専業としている主婦又は主夫をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校並びに専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (4) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金又は第2種奨学金及びその他大学、都道府県並びに公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対して貸与する学資で、助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）が大学等の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、当該助成対象者本人の名義で借り受けた資金をいう。
- (5) 定住 5年以上住むことを前提に、令和5年4月1日以降市内に居住の実態を移し、生活の本拠を置くこという。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、助成金の交付申請をしようとする日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市が備える住民基本台帳に記録された者
- (2) 本市に定住し、かつ、就業している者又は求職者等
- (3) 初回の申請日において、本市に定住後1年以内である者
- (4) 初回の申請日の属する年度の末日時点において、35歳未満の者
- (5) 奨学金の返還に係る他の制度による助成金等を受けていない者
- (6) 当該助成事業による助成金交付決定の取消しを受けたことがない者
- (7) 市税及び奨学金の返還を滞納していない者。この場合において、転入者にあつては、転入前の住居地において区市町村税を滞納していない者とする。

(8) 自ら奨学金を返還している者

(9) 助成対象者、助成対象者の世帯内及び同居者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

2 前条の規定に関わらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員として就業する者は除く。

(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成金を受けようとする助成対象者が年度中に奨学金を返還する事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条で規定する助成対象事業に要する経費とし、申請日の属する年度中に助成対象者が返還した奨学金及び利息相当額とする。ただし、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。

(1) 繰上返還による奨学金の返還額

(2) 奨学金の返還期限猶予中の返還額

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市内に就業している者は、前条に規定する助成対象経費に助成率10分の10を乗じて得た額とし、年額30万円を上限とする。

(2) 市外に就業している者又は求職者等は、前条に規定する助成対象経費に助成率2分の1を乗じて得た額とし、年額10万円を上限とする。

2 第8条の規定による助成金の交付申請をする年度において、当該年度内に助成対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合の助成金の額は、定住した月数を12月で除した数に前項各号の規定により得られた助成金の額を乗じて得た額とし、その上限額は、定住した月数を12月で除した数に同項各号に規定する上限額を乗じて得た額とする。

3 第11条第1項の規定により助成金の額に変更が伴う場合は、変更前及び変更後それぞれの月数を12月で除した数に第1項各号の規定により得られた助成金の額を乗じて合算した額を助成金の額とし、その上限額は、変更前及び変更後それぞれの月数を12月で除した数に同項各号に規定する上限額を乗じて合算した額とする。この場合において、同項各号に規定する助成金の額の区分の適用は、助成対象者の各月初日の状況とする。

4 助成対象者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業及び介護休業を取得した

場合は、当該期間は助成の対象とする。

- 5 第1項第2号、第2項及び第3項において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、初回に交付決定した年度から起算して5年を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項に規定する助成金の交付の決定により助成金を受けた者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日に属する月の翌月以降の期間は、助成の対象としないものとする。この場合の助成金の額は、前条第3項の規定に準ずるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、助成金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。ただし、2回目以降に申請する場合は、第2号、第4号及び第6号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 住民票（申告書の提出日以前3箇月以内に発行されたもの。）
- (2) 申請者が居住の実態を市外に移していたことを証するもの
- (3) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金貸与証明書又は申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の助成対象経費を証するもの
- (4) 大学等が発行する卒業又は在学していたことを証明する書類
- (5) 申請年度の本市の納税証明書（様式第2号）及び転入者にあつては、申請年度における前住所地の納税証明書（申告書の提出日以前3箇月以内に発行されたもの。）
- (6) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、速やかに事業の内容及び関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、助成金の交付の申請を取り下げるときは、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付申請取下げ書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付

の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第11条 交付決定者は、交付申請の内容等を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに北杜市奨学金返還支援事業助成金交付変更（中止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付変更（中止）承認書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、助成金を受けようとする年度に係る奨学金の返済を完了した後、次項に規定する期日までに北杜市奨学金返還支援事業助成金交付実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

(1) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金返済証明書又は申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の助成対象経費を証するもの

(2) 就労証明書（様式第9号）

(3) 直近の確定申告書又は住民税申告書の写し

(4) 事業専従者であることが分かる書類の写し

(5) ハローワークカードの写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、当該助成対象事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は助成対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日（その日が休日である場合は、その前日とする。）とする。

(額の確定及び助成金の交付)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を検査し、助成金を交付すべきものと認める場合は、助成金の額を確定し、速やかに北杜市奨学金返還支援事業助成金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた交付決定者が助成金の交付を請求しようとするときは、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第

1 項に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 第9条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) この告示又は助成対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

2 市長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、北杜市奨学金返還支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に助成金の全部又は一部が交付されているときは、北杜市奨学金返還支援事業助成金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第15条 交付決定者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（報告及び調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。